

令和3年長浜市農業委員会12月定例総会会議録

令和3年12月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	17番	小畑 義彦
	18番	池田 美由紀	19番	二矢 秀雄
	20番	西橋 絹子		

2. 会議に欠席した委員

16番 阿辻 康博

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第31号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第32号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第33号	事業計画変更申請について
議案第34号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第35号	農用地利用集積計画案について
議案第36号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

20番 西橋 絹子 1番 八若 和美

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より長浜市農業委員会、令和3年12月定例総会を開催させていただきます。

今年は昨年に引き続き、コロナ禍の大きな影響を受け、コメ余りによる米価下落で収穫の秋を喜べない最悪の厳しい1年となってしまいました。農林水産省は2022年産の主食用米の需要は692万トンと初めて700万トンを下回るとの見通しを示しました。この見通しの需要に応じた水稻作付面積は、2021年産より4万ヘクタール減らす必要があるうえ、コロナ禍の影響は織り込んでおらず、オミクロン株の感染拡大によって、需要はさらに減る可能性もあるため、まだまだ不安な状況は続きそうです。

しかしながら、スポーツ界では東京オリンピック、パラリンピックでのメダルラッシュに加えまして、アメリカ大リーグのエンゼルスで投打の二刀流として活躍した大谷翔平選手がア・リーグの最優秀選手に選出されるなど、私たちに元気と勇気を与えてくれる明るいニュースが多かった年でもありました。12月に入り今年も残すところ一ヵ月を切りましたが、委員の皆様には農閑期の今こそお身体をご自愛いただき、来年も始まる多忙な農作業の充電期間としていただきたいと思います。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の内19名と過半数以上出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、11月19日、常設審議委員会が津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありませんでしたので、職員は出席しておりません。11月17日、ながはまアグリネットワークの交流会が市役所高月支所で開催されました。12月8日、ながはまアグリネットワークの役員会が市役所本庁で開催されました。12月9日、東海、近畿ブロック女性の農業委員会研修会が近江八幡市で開催されました。女性農業委員さんの活動が活発に行われておりまして、それぞれ女性農業委員さんに出席していただいております。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が7件、4条申請が3件、事業計画変更申請が1件、5条申請が11件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る12月4日に当番委員の11番の伊藤泰子委員、12番の尚永稔委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえでご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

一年の計は元旦にありと言いますが、締めくくりは12月になります。本年を振り返りますと新型コロナウイルスという得体の知れない伝染病に自粛生活を余儀なくされ、国内および世界中が大変な一年だったと思います。

しかしながら、スポーツ界では東京オリンピック、パラリンピックでのメダルラッシュに加えまして、アメリカ大リーグのエンゼルスで投打の二刀流として活躍した大谷翔平選手が、明るい話題を提供してくれました。農業者にとっては、米価の下落が今年の重大な出来事で大農家ほど大変な痛手になったと思います。来年度も続くのかと思うと、本当に先が思いやられる次第でございます。しかし、農業者は年が明けると、頑張らなくてはと自分を奮い立たせます。

これから年末年始を向え、新たにオミクロン株の感染拡大が心配されますが、どうか皆様、家族や自分を守るための感染対策をしっかりとおこなっていただきたいと思います。

本日の欠席通告ですが、16番の阿辻康博委員の欠席通告を受けておりますので報告します。

議事録署名委員の報告でございますが、20番の西橋絹子委員、1番の八若和美委員、両委

員よろしくお願ひします。

それでは会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願ひします。

まず、報告事項について事務局から説明をお願ひします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和3年12月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、宮司町地先、田1筆、91㎡を道路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は東は届出人所有田、西は道路、南は道路、北は次にご説明させていただく5条届出、番号1です。

番号2、土地の表示、勝町地先、田2筆、986㎡を共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は東は届出人所有田、西は道路、南は宅地、北は道路です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年12月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は10件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、宮司町地先、田2筆、896㎡を売買により分譲住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は東は譲渡人所有田、西は道路、南は先ほどご説明させていただきました4条届出番号1、北は水路です。

番号2、土地の表示、新庄寺町地先、田1筆、234㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は道路、西は雑種地、南は宅地、北は宅地です。

番号3、土地の表示、神照町地先、畑1筆、277㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は東は里道、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

番号4、土地の表示、田村町地先、畑2筆、433㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は番号5の田、西は里道、南は番号5の田、北は畑です。

番号5、土地の表示、田村町地先、田2筆、571㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は番号6、7、8の田、西は番号4の畑、南は里道、北は里道です。

番号6、土地の表示、田村町地先、田2筆、352㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は番号5の田、西は里道、南は里道、北は番号7の田です。

番号7、土地の表示、田村町地先、田1筆、175㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は里道、西は番号5の田、南は番号6の田、北は番号8の田、畑です。

番号8、土地の表示、田村町地先、田2筆、336㎡、畑1筆、224㎡、合計590㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は里道、西は田、南は里道、北は里道です。

番号9、土地の表示、田村町地先、田1筆、975㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は畑、西は里道、南は里道、北は雑種地です。

番号10、土地の表示、西上坂町地先、田8筆、8,939㎡を畑5筆、242㎡、合計9,181㎡を、その他により埋蔵文化財発掘調査のために一時転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東は道路、西は水路、南は道路、北は里道です。

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和3年12月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、下之郷町地先、田1筆、971㎡を家庭菜園にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は東と西は田、北は道路、南は水路です。形状は、現状の高さから1m程度盛土される計画です。本届出についての経緯についてご説明させていただきます。本届出は当初7～8月に2回程度事務局にご相談に來られ、届出書の書き方や、各関係者への説明、同意等について説明を行いました。その後、10月に地元関係者より事前着工されている旨を連絡をいただいたことから事務局にて現地を確認したところ、4分の1程度盛り土されていることを確認しましたので、所有者に事情確認を行いました。その結果、土地改良区との協議において了解を得たこと

から着工できると思いう着工されたとの回答を得ました。このことを受け農業委員会への届出が必要であることを説明し、工事を中断するよう指導し、工事は中断されました。その後、隣接土地所有者や地元自治会、土地改良区との話し合いを持った結果、一定の了解が得られたこと、事業計画などと図面等必要な書類が整っていること、農地等調査委員会当番委員協議の結果やむを得ないとの回答を得たことから受理書を発行しました。本届出の受理にあたり、地元関係者や農地等調査委員会当番委員協議の場で適正に管理されていない場合は厳正に指導することとご意見をいただきましたので、届出人には届け出内容どおり、農地として適正利用するよう指導を行いました。今後については定期的に現地を確認し、適正に利用されているか注視してまいります。

それでは報告させていただきます。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年12月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計199筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田199筆、361,436.59㎡の解約です。番号1から番号193は農地中間管理事業に移行するための円滑化事業の利用権の解約、番号194から番号199は相対による利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件について、ご質問がありましたら、発言ください。
ございませんか。

(会長)

田畑転換等農地の形状変更届出、番号1についてお聞きします。事前着工されていることが分かった経緯を教えてください。

(事務局)

ご説明させていただきます。夏頃に田畑転換をしたいと事務局へご相談に来られ、そのときに必要な書類や手続きについてご説明させていただきました。その後、申請者が土地改良区との協議において了解を得たことから着工できると思ひ込み着工されてしまいました。現場を見られた地元関係者から事務局に連絡が入り、事前着工が発覚しました。それからもう一度、厳しく指導を行い、協議を続けた結果、適正に対応するというので受理書を発行させていただいております。

(会長)

他にございませんか。ご質問等ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明

をお願いします。

(事務局)

議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が7件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、東上坂町地先の田4筆、6,480㎡、畑4筆、106.61㎡、計6586.61㎡を贈与にて取得されるものです。申請地は青地、白地の田畑で現地確認をしたところ、田は水稻の刈り取り跡や耕起がされており、畑については野菜の作付けがされていました。譲渡人は県外に居住しており、申請地の管理ができないことから、米原市で耕作をしている譲受人に相談したところ、自宅は市外ですが耕作可能な距離であるため、贈与で話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、余呉町中之郷地先の田2筆、4,035㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稻の刈り取り跡を確認しました。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人と間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、余呉町中之郷地先の田1筆、3,314㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稻の刈り取り跡を確認しました。譲渡人は非農家であり申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、稲葉町地先の田1筆、3,747㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稻の刈り取り跡を確認しました。譲渡人は非農家であり申請地の管理ができないことから、認定農家であり申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、木之本町石道地先の畑2筆、378㎡を贈与にて取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ果樹の作付けと耕起がされていました。譲渡人は高齢であり申請地を管理できないことから、申請地周辺を耕作している譲受人と今回、贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号6、土地の表示、安養寺町地先の田2筆、2,747㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ水稻の刈り取り跡を確認しました。譲渡人は高齢であり申請地の管理ができないことから、認定農家であり申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号7、土地の表示、湖北町賀地先の田2筆、4,481㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田ですが、以前から砂利が入り違反転用状態であり、農地等調査委員会にお

いても譲渡人に対し是正指導を行っていた農地ですが、今回、譲受人との間で耕作目的として農地を売買することが決まり、農地法第3条申請のため、全ての砂利のすきとり、撤去をされ、農地復元をされました。このことから違反転用案件が1件解消されました。

また、譲受人について説明させていただきます。譲受人は岐阜県高山市を拠点に岐阜県や愛知県、宮崎県で営農を展開される農地所有適格法人の代表者であり、認定農業者です。高山市ではニンニクと玉ねぎを約2ha作付けされ、それぞれ約6,000㎡規模の営農型太陽光発電事業を愛知県美浜町、宮崎県宮崎市で行っており、下部の農地においては美浜町で榊、宮崎市で山椒を栽培されています。申請地においては、この3条申請が完了すれば来年には営農型太陽光発電施設を目的とした5条申請をされる計画であり、下部の農地については榊を栽培する計画です。榊の栽培については美浜町でも行っており、営農実績もあることから地域の営農に対しても特段の支障はないものと思われまます。

以上、番号1から番号7につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第31号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第31号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第32号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第32号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可す

ることについて意見を求めます。令和3年12月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第32号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる11月22日に、農地等調査委員会の將亦委員長、1番の八若和美委員、3番の家倉和行委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年12月3日に11番の伊藤泰子委員、12番の尚永稔委員にお願いし行っております。結果については各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、下八木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。第2種農地においては申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員さんよりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、下八木町地先、畑44㎡、転用目的を物置敷地とした申請です。周囲の状況は東と南は宅地、西と北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和50年頃に申請人の先代が農作業小屋として建設され現在に至ったものです。今回、申請人が不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。また申請地は都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。都市計画法に基づく用途地域内では、特例により土地のみの造成が可能となり、分譲宅地を目的とする転用申請です。なお、申請地は地目が原野ですが、現況が農地のため転用申請が必要となっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号2について報告します。この案件は議案第34号、番号2の関連案件です。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、内保町地先、原野426㎡、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は東が農地、西と南は用悪水路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は市内を中心に不動産、建築業を営んでいる法人です。今回、旧浅井町地域で需要が高く、住環境のよいところに分譲宅地を整備する計画を建てられ、法人所有の申請地と隣接地を一体利用とした分譲宅地を計画され申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、西浅井町庄地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、西浅井町庄地先、田、153㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西と南と北は所有農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは相当年前に申請人の先代が倉庫として建築され、現在に至ったものです。今回、申請人が相続され、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第32号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

番号2についてお聞きします。現況について教えてください。また、計画についても詳し

く教えていただきたい。

(事務局)

お答えします。申請地は地目が原野ですが、現況が農地のため転用申請が必要となっております。整備計画では法人所有の申請地と、5条申請にあります隣接地を一体利用とした分譲宅地を計画されております。登記地目が原野のところは法人所有地ですので4条申請、隣接農地は他所有者の方から購入されますので5条申請となります。登記地目が原野になっていた原因はとして、元々は原野を開拓された開拓農地でした。その後、売買された時に所有者移転だけしかされなかったようで、通常はあり得ないのですが、登記地目が原野だったので法人が購入出来てしまったこととなります。本来ですと登記地目が原野ですので農地転用の必要はないのですが、現況が農地でしたので指導し、申請を出していただきました。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第32号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第33号、事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第33号、事業計画変更申請について、次の承認について農地法関係事務処理要領による承認について意見を求めます。令和3年12月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第33号につきましては、今月締切までに1件の申請がありました。

番号1、新栄地先の申請案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。また申請地は、隣接する道路に水道管と下水道管が埋設され、概ね500m以内に教育施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます

(尚永委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、新栄町地先、

田、1,052㎡、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は東は道路、西と北は用悪水路、南は農地と宅地です。

写真をご覧ください。今回、令和2年11月に資材置場を目的とした5条許可を受けた当初、計画者は承継者の法人を経営しており、今回、申請地と隣接地を一体的に資材置場として整備する計画変更に伴い、申請地を承継者の法人が管理する方針とされたことから、事業者を変更とした事業計画変更申請をされたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないことから許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第33号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第33号、事業計画変更申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年12月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第34号につきましては、今月の締切までに11件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第32号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

申請番号1、湖北町山本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地において

は申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、湖北町山本地先、畑、188㎡、契約内容は贈与で、転用目的を農業用倉庫敷地及び駐車場とした申請です。周囲の状況は東は譲受人所有農地、西と南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和初期に譲渡人の先代が農業用資材等の保管するために倉庫を建築され、現在に至ったものです。譲受人は農業を営んでおり、現在、申請地にある倉庫を農機具収納庫として活用しており、今回、譲渡人から贈与の話があり手続きを進めたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。また申請地は、都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。都市計画法に基づく用途地域内では特例により土地のみの造成が可能となり、分譲宅地を目的とする転用申請です。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、内保町地先、田、512㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は東は農地、西は譲受人所有農地、南は用悪水路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は市内を中心に不動産、建築業を営んでいる法人です。旧浅井町地域で需要が高く、住環境のよいところに分譲宅地を整備する計画を建てられ、法人所有の申請地と隣接地を一体利用とした分譲宅地を計画され、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を

及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、湖北町今西地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、湖北町今西地先、田、66㎡、契約内容は売買で、転用目的を作業場敷地とした申請です。周囲の状況は東と西と南は宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和56年頃に譲受人の先代が作業所として建築され、現在に至ったものです。今回、譲受人が不動産整理をされたところ、申請地が自己所有の土地でないことと農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、譲渡人と相談され申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、下八木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、下八木町地先、畑、236㎡、契約内容は贈与で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は農地、西と南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和60年頃に譲渡人の先代が車庫を建築するために造成され、現在に至ったものです。譲受人が両親の居住する集落で住居を建築する計画を建てられ適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接農地に影響を及ぼす恐れも

ないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、農業者が耕作するうえで必要な農業用施設は例外的に許可できますことから許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、加田町地先、田、399㎡、畑、139㎡、計538㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用倉庫敷地及び農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は東と西は雑種地と農地、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は一部造成されております。これは昭和35年頃に譲渡人の先代が小屋を建築されたものです。現在は解体され、更地になっております。譲受人は申請地集落を中心に農業を営む認定農業者です。現在使用している農作業倉庫が手狭になってきたことから申請地集落内で農作業用倉庫を建築する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地農に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、野村町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、野村町地先、畑、796㎡、契約内容は売買で、転用目的を農家住宅とした申請です。周囲の状況は東と西は用悪水路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は農地所有適格化法人の構成員です。今回、両親が高齢に

なってきたことから、両親の居住地近くで住居の建設と農業用資材を置ける適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、木尾町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、木尾町地先、畑、372.37㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地及び庭敷地とした申請です。周囲の状況は東と北は宅地、西と南は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは大正10年頃に譲渡人の先代が家屋を建築されたものです。家屋は譲受人が申請するにあたり解体され、更地になっております。譲受人は申請地の東側隣接地に居住しており、自動車の修理、販売業を営んでいます。近年、利用客の増加により駐車スペースが手狭になってきたことから居住地周辺で駐車場の整備を計画され、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、小谷上山田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、小谷上山田町地先、田、914㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸作業所敷地及び貸駐車場とした申請です。周囲の状況は東と西は道路、南は雑種地、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和57年頃、譲渡人が農業

用倉庫として建築され、平成25年に譲受人が作業所として購入され現在に至ったものです。

今回、譲渡人と譲受人で申請地の売買の話を進める中で、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、内保町地先、畑、200㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は東と南と北は用悪水路、西宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は中古車販売業を営んでいます。最近、湖北地域の客が増えてきており、湖北地域で資材置場を整備する計画を建てられ適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、新栄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。また申請地は隣接する道路に水道管と下水道管が埋設され、概ね500m以内に教育施設が2つ以上あることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告をいただきます。

(尚永委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は土地の表示、新栄町地先、田、2,752㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は東は道路、西と北は用悪水路、南は農地と宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は建設業を営んでいる法人です。今回、湖北地域での仕事

の増加から資材置場の整備を居住地の近くで計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は土地の表示、東上坂町地先、田、3,139㎡、畑、75.91㎡、計3,214.91㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東は農地、西と南と北は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は全国的に運送事業等を営む法人です。近年、湖北地域で受注量が増加しており、現在の配送を行う営業所が東近江市にあることから業務の効率化と乗務員の労働時間の短縮を図るため、市内にある事務所の近くにトラックの駐車場を整備する計画を建てられ適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第34号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番の多賀正和委員、8番の森勘十委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。

議案第34号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第35号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第35号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手22人に対して借り手が4人で、筆数は31筆、合計の面積で、49,318㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者2人、取得者5人、筆数は5筆、面積は5,529㎡を所有権移転される計画です。

それでは利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されている番号1から番号31につきましては全て相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの後方が、所有権移転について、と記載されている番号1から番号5につきましては耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第35号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました議案第35号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申

いたします。

(会長)

次に議案第36号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第36号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年12月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から3番までの3件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第36号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第36号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、協議事項の下限面積、別段面積の見直しについて、事務局から説明してください。

(事務局)

下限面積の見直しについて説明させていただきます。農業従事者が年々減少し、高齢化も進む中で米価が下落し、担い手や後継者の育成も困難な状況が続いております。また、同様に新規就農者の参入も困難な状況です。このような中、農業に興味のある人に農業に携わっていただく、この取り組みからまずは農業者を増やしていく事が重要であり、この

取り組みの中から将来の担い手が育ってほしいとの思いから、昨年に引き続き、意見具申にも生きがい農家の育成について提案しているところです。農業委員会としては、何ができるのかと考えますと、家庭菜園を始めたいとき、まず最初に農地が必要になりますが、下限面積が障害となり借りたり取得したりできない事例も多くあります。また、先月の定例総会での空き家付き農地の別段面積の設定の際にも、地域ごとに定めている別段面積が合併前の旧町時代のものを引きついでおり、バランスが悪いとのご指摘もいただきました。そこで、農地取得の要件である下限面積の見直しの検討を始めたいと思い、国の状況や全国の農業委員会の設定状況を調べましたので、資料に基づき説明いたします。

まず国の動向ですが、下限面積の引き下げについては緩和というより推進の方向で進んでおります。平成21年の農地法改正による設定の自由化に続き、平成30年には移住促進に向けた農地付き空き家の流通促進、令和2年には資料で添付しておりますように、新規就農者増加に向け、下限面積の更なる引き下げに向けた国から通知までだされております。全国の取り組み状況をまとめましたのでご覧ください。農林水産省のホームページで全国の別段面積の設定状況を見ますと、72%となる1,248の農業委員会が別段面積の設定をしており、その中で農地付き空き家とは別に10a未満の別段面積を設定している農業委員会が70委員会あります。滋賀県では愛荘町が設定しております。例示しております市町のそれぞれの説明は省略しますが、大きく分けまして空き家付き農地と同様の手法で一筆、一筆、申請に基づき設定しているところと、区域ごと一括して設定しているところの二つに分かれております。

本市農業委員会の今までの取り組みは別段面積は定めているものの、合併前のものでありバランスが多少悪い状況です。空き家付き農地にも対応しておりますが、制度設定以前に移住された方には対応できない現状です。また、本市の農業者の状況をまとめましたが、平成26年から約1,000経営体も少なくなっております。遊休農地は全体の0.64%に過ぎませんが、中山間地の山際等条件の悪い農地の遊休化が危惧している状況です。

国の方針、全国の動向、本市の農業の実態を見ましても、農地取得の下限面積を見直す時期に来ており、新規就農者の増加につなげるとともに、遊休農地の解消、発生防止に向け、下限面積を大幅に緩和する方向で検討を進めたいと考えております。

別段面積の設定は農地法施行規則第17条に規定されています。第1号が平均の経営規模が小さい地域で設定する場合で、現在、本市で設定している別段面積もこの規定に基づくものです。この規定では区域において別段面積未満の経営者が4割以上であることが要件となりますが、農業者が減少し、集積されて経営面積も増えておりますので、試算をしますとおそらく現在の設定より引き下げることは困難となると想定しております。第2号は新規就農者の受け入れ促進のため農地を有効利用する観点から、10a未満でも設定できる規定になっており、既に引き下げている市町もこの規定を活用し下限面積を引き下げているところです。本市の今後の検討にあたっての手法及び要件については、新規就農者の増加につなげるとともに、遊休農地の解消、発生防止に向けの取り組みですが、登記目的の

売買については防ぐ必要がありますので区域を設定するのではなく、一筆、一筆、その都度申請していただいて、総会において十分審議することが必要と考えます。従いまして、空き家付き農地の手法と同様に指定方式で設定したいと考えています。また、さらに真に農業者を増やすため3年の耕作要件を加えます。通常の3条申請よりも厳しく、売買の場合は3年間賃貸借とし、3年間の耕作状況を農業委員、農地利用最適化推進委員などに確認していただき、支障がないと判断された場合に限り認めることとすればどうかと考えているところです。その他の要件として対象は白地と市街化区域の農地で、譲受人が住所を有するもしくは近接する集落の農地であり、また遊休化する恐れがあり、集団的な農地利用に支障がない農地としたいと思います。また設定面積は、空き家付き農地と同様0.1aとしたいと考えています。

今ほど説明しました要件など、あくまでも検討する時の項目として挙げているもので、本日、委員の皆様方が下限面積の緩和を見直しをしようとお決めいただきましたら、今後、事務局でさらに内容を詰めさせていただきます。今後の予定ですが、原案ができましたら、農地等調査委員会に諮り、最終的には、現在の長浜市空き家付き農地の別段面積取扱い要綱の一部改正して整備したいと考えていますので、総会の議案として皆様にご審議いただきたいと考えています。

まずは本日、下限面積の見直しをするか否かについて、ご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました下限面積、別段面積の見直しについて、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

お聞きします。青地のところも対象になりますか。

(事務局)

お答えします。今の思いとして、基本は白地と市街化区域ですが、中には住宅地に入り込んだ青地もありますので柔軟に対応したいと思っております。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

(家倉委員)

空き家付き農地の別段面積の見直しについてはいいと思います。地域バランスも考え、別段面積全体の見直しも続けていただいて、改正をしていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。前回ご指摘をいただき、地域毎のバランスが悪くなってきた事

も認識しております。以前は農業者の数が非常に多かったので、小規模農家がたくさんおられる地域は下限面積も低くなっておりました。現在、たくさんおられた小規模農家が離農されて、大規模農家に集約されてきてしまいましたので、試算したところ、1人当たりの経営面積が非常に大きくなってしまい、現在の下限面積を下回るのが難しくなりますので今後の検討課題とさせていただきます。

まずは、この指定農地の見直しで対応していただきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

(将亦委員)

近年、各集落の中で非農家の方が畑を取得できないかと聞かれることがあります。調査委員会のなかでも、どのようにすればいいのかと話が出てきました。また、以前からご自分で農地のある空き家に移住されている方は、空き家付き農地の対象になれず、所有権移転しようとしても下限面積などで農地が取得できないという状況もあります。空き家付き農地の対象者とは別に、それ以前からの方も取得できる仕組みとして、下限面積を0.1aにし、家庭菜園など新規就農の条件として設定されるのも一つの道として私は非常に良いのかなと考えております。まずは農地調査委員会で協議し、提案させていただきたい。また、事務局の方でも各地域の設定面積の検討を進めていただきたい。皆様方には、事務局の提案を進めていく賛同をいただけることをお願いしたいと思います。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、事務局から説明がありましたように農業者を増やすための施策の一つとして、別段面積の見直しについて4月実施に向け、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱を一部改正する方向で見直し作業を進めてもらいます。この見直しは農地の売買等にかかる大きな見直しとなりますので、ご意見、ご提案がありましたら、いつでも事務局まで連絡いただきたいと思います。

(会長)

それでは次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは令和3年12月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

2点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただきます。

3点目、令和4年1月の農業委員会定例総会につきましては、年末年始の休暇をはさみますことから通常の10日ではなく、令和4年1月12日、水曜日の午後1時30分になり、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

4点目、令和4年1月の農地転用の現地調査につきましても通常の3日ではなく、令和4年1月5日、水曜日の午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は14番の北川委員、16番の阿辻委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

5点目、令和3年12月の農地等調査委員会当番委員協議につきましても、令和3年12月21日、火曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は2番の中川委員、17番の小畑委員です。よろしくお願いいたします。

次に、農政懇談会についてです。先月もご案内をさせていただきましたが、12日3日に議案書に通知分を同封させていただきました全員協議会につきましてもご案内させていただきます。今回の全員協議会につきましては、農政懇談会と鳥獣害対策についての研修会の2部構成としております。農政懇談会は、さる令和3年10月27日に正副会長、正副農業振興委員長にご出席いただき、市長に提出しました、令和4年度長浜市農業施策に関する意見書の回答をいただくために、市長と産業観光部長、農業関係課の職員にご出席いただき開催します。また、研修会は、滋賀県湖北農村振興事務所農産普及課の職員の方に講師をお願いし、鳥獣害対策についてご説明いただきます。開催は令和3年12月20日、月曜日の午後1時30分より長浜市役所高月支所、3階、3B会議室でございます。年末のあわただしい中ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)